

意見聴取反映、対話集会等に関する意見整理（案）

■第1回住民参加部会（2003.2.24開催）結果概要	2
○整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言について	2
○住民参加の考え方について	2
○河川管理者が実施中の意見聴取への助言	2
■第3回住民参加部会（2003.4.11開催）結果概要	3
○対話集会の議論の対象について	3
○ファシリテータ、第3者機関について	3
○公聴会、対話集会を行うタイミングとそれにかかる時間について	3
■第4回住民参加部会（2003.4.18開催）結果概要	4
○対話集会の検討内容、進め方等	4
○第三者機関の役割、位置づけ、イメージ	4
■第2回住民参加部会検討会（2003.8.20開催）結果概要	5
○住民との対話集会についての河川管理者との質疑応答	5
■第3回住民参加部会検討会（2003.9.18開催）結果概要	6
○合意形成（社会的合意）について	6
■第7回住民参加部会（2003.10.23開催）結果概要	6
○意見書「Ⅲ 計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に関する意見交換	6
○「住民参加部会意見（031023案）」に関する意見交換	8
■第8回住民参加部会（2005.4.24開催）結果概要	8
○河川管理者の住民参加部会に関する開催・活動の経過について	8
■第1回住民参加部会検討会（2006.4.12開催）結果報告	10
○田村悦一氏の講演（テーマ：広域行政計画と住民参加）に関する質疑応答	10
■第1回意見聴取反映WG検討会（2006.8.8開催）結果報告	11
○意見聴取反映WGの進め方について	11
○これまでの住民参加に関する取り組みについて	12
■第1回意見聴取反映WG作業検討会（2006.8.24開催）	13
○錦澤滋雄氏の講演（テーマ：市民意向の聴取と社会的合意形成）に関する質疑応答	13
○新たな意見聴取の方法及び社会的合意についての意見交換	14
○対話集会についての河川管理者との一問一答	15
■第2回意見聴取反映WG検討会（2006.8.29開催）	17
○新たな意見聴取反映の方法および社会的合意についての意見交換	17
○意見聴取反映について	17
○今後のすすめ方について	18

■第1回住民参加部会（2003. 2. 24 開催）結果概要

○整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言について

- ・参考資料 1「住民意見の聴取・反映に関する提言(素案 021101 版)」の「3-2 河川整備計画策定時」を詳しく具体的に検討し、提言としてとりまとめる必要がある。その際、住民意見の聴取として考え得る手法は多くとも、実際に可能なものはそう多くない。まずは様々な意見聴取の方法を情報収集し、そこから現実的に可能な方法を検討していけばよい。

→住民参加や意見聴取の先進地区である関東での取り組み例や、興味深い博士論文などをもっている。参考になると思うので後日この場に提供したい。

→情報収集はもちろん必要だが、日本では流域委員会で提示した提言の内容に対し実際に参考になるほどの住民参加の例はないように思う。それよりも、委員が現場に出向き住民参加の実態を認識しながら進めていく必要がある。

→確かに実際に現場に赴き生の意見を吸い上げるシステムをつくっていくことは必要だ。今後様々なパターンで試行を行っていけばその中から使える手法がでてくる可能性もある。しかし、これは時間がかかることなので、その結果を待っているだけでは検討を進められない。随時成果を審議に反映していけばよい。(部会長)

- ・本部会のなかの一般意見聴取WGメンバーが中心となって、次回部会までに素案をとりまとめてほしい。(部会長)

○住民参加の考え方について

- ・今まで流域委員会では意見聴取として様々な取り組みを行ってきたが、住民参加は意見聴取より大きな概念である。

→委員のなかでも住民参加の概念は必ずしも一致していない。認識を統一した上で作業すべき。

- ・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。
- ・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。
- ・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。

○河川管理者が実施中の意見聴取への助言

- ・現在、実施中なので早めに議論すべき。

→提言をとりまとめれば、それに従って具体的に考えられると思うので現段階では特に必要とは思えない。

→現在、提案を出せていないので、助言してもよいのではないかと思う。(部会長)

- ・先日、河川管理者の住民説明会に参加したが、新しい方針に基づいて説明をされているのだから、もっと理念転換を前面に出すべきと感じた。従来と同様の一方的な説明に終始している感があったが、専門用語を避け一般の人に分かりやすい言葉で伝える／対話の時間を長く取るなど、住民に心理的な接近感を与えるような努力が大切である。

→まだ始めたばかりで不慣れなため至らない点もあったかと思う。本日の意見を参考に改善していくつもりである。(河川管理者)

→説明会も新聞に掲載された広告も、形式的なお役所仕事から抜け切れていない印象がある。聴衆に届くような話し方や広告の手段を工夫すべき。

→河川管理者の努力は認めているが、意見を分類して一括して返答するようなやり方では誠意

が伝わらない。委員会で行ったような、個々の質問に対応する手間のかけ方や親切さから住民の信頼や安心は生まれるのではないかな。

■第3回住民参加部会（2003.4.11 開催）結果概要

○対話集会の議論の対象について

- ・川上リーダーに確認したい。整備計画に「検討する」と書かれているものについても議論の対象にするのか。
 - 作業部会では、“実施”されるものについてのみ議論の対象とするという意見が多かった。これは、“検討”されるものについては“実施”に移す時点で、この方式で意見を聞いて反映できるからだ。（川上リーダー）
- ・河川管理者に確認したい。一度「実施」と書いたものを、議論が紛糾したため、「検討」に変えることはあり得るのか。
 - 共通資料の1ページ目に、「随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである」と書いている。それが全てを語っている。

○ファシリテータ、第3者機関について

- ・ファシリテータとかワークショップという言葉の扱いを決めてほしい。日本語にして、「調整役（ファシリテータ）」あるいは「まとめ役」としたい。
 - 「まとめ役」ではなく「進行調整役」とすべきである
 - 言葉の問題は、後日まとめてもよい。（部会長）
- ・ファシリテータを「委員以外の適任者」としているが、「委員および適任者」としてもよいのではないかな。
- ・第3者機関の設置という新しい提言をしているが、ファシリテータが第3者としてちゃんと機能すれば、屋上屋を重ねることになるのではないかな。いたずらに時間をかけることなく十分に議論を尽くすことが可能で、誰もがわかりやすく、参加しやすい仕組みが重要であり、手続きが積み重なることは必ずしもプラスにはならない。そのような観点から第3者機関を議論すべき。
 - 流域委員会で検討された原案に、さらに住民意見等を聞いて計画にするのであれば、対話集会、公聴会はファシリテータのみにすべき。意見を聞いてその判断を第3者に任せるという形では対話集会は完結しないのではないかな。
- ・ファシリテータや第三者機関の条件を列挙してみるべきである。個人的な意見だが、ファシリテータの条件としては、①異なった立場の意見の背景を構造的に理解できる人、かつ自分の意見を言いすぎない人、②異なる立場の意見を引き出すコミュニケーション能力を持った人、③社会的正義を持って進行が出来る人、④異なる立場の人から信頼を得ている人。そして第三者機関は、そのファシリテータの集団であることが構造的に重要である。

○公聴会、対話集会を行うタイミングとそれにかかる時間について

- ・河川管理者が計画を策定してから、住民の意見をきくということか。
 - 意見を聞くための公聴会は、もっと前の計画段階からやるべきだと考えている。事案によって実施期間も回数も変わってくるだろう。（川上リーダー）
- ・資料3の3ページで、「n回実施」となっているが、お互い一歩も譲らず水掛け論になるケースなど、これが無限になる可能性がある。その意味で、最終的にまとめるというファシリテータが重要となってくる。
 - n回が無限になってはいけませんが、時間をかけて信頼関係を気づくことにこそ、意味があるのではないかな。（部会長）

■第4回住民参加部会（2003.4.18開催）結果概要

○対話集会の検討内容、進め方等

- ・現在の提言内容で、住民参加が本当に実現できるのか疑問がある。現場レベルで実用化するためのよい目安にはなるが、実行するのはまだ困難だと思われる。各地域の事情に合わせて柔軟に運用していくべきだと考える。
 - 河川管理者は、提言に対してたくさん疑問を持っておられるはずである。法的に無理なことや問題点等があれば述べてほしい。（部会長）
 - 決定権を河川管理者以外に与えることになる法改正が必要となるが、今回の住民参加の提言内容は、現行法手続きの範囲内を前提とすることとなったため、法的な問題はない。提案している第三者機関を対話集会や公聴会とは違った視点で行うとすれば意味があるが、本日の提言内容では、その点がまだ不透明であり、対話集会や公聴会と第三者機関の役割分担が必要である。説明をつくし、議論をつくす場としての役割が本来ではないか。
 - 対話集会は、議決を出す場にはなじまないと判断している。（作業部会リーダー）
 - 対話集会で決着がつかない場合、賛成派と反対派双方が代替案を出し合い、それを繰り返すことによって社会的な合意形成を図るということをシステム化していく必要がある。
- ・対話集会にはどのような人をどのくらい集めるべきなのか、その辺のイメージを教えてください。（河川管理者）
 - 住民の意見は多様であり、経験上、会議の場だけで解決できるものでもない。お互いを理解した上で意見をとれるような取り組みを行うには、一緒に現場で自然の保全等の活動を行っていく中でお互いを理解し、信頼関係が生まれることが重要。
 - 対話集会で集める関係住民の選定については、中立の立場である第三者が行わなければならないので、流域委員会が選定委員会を作り、選出すべきである。法的に可能な範囲で、解決スピードがあり、議論を先導していくタイプの委員会が必要だ。
- ・4ページのフローに委員会があるが対話集会、ワークショップ等に委員会が関わるのか（部会長）
 - 求められれば出席する。必ずしも関わる必要はない。（作業部会リーダー）
 - 第三者機関を委員会とするのであればフローから委員会を削除した方がよい。
- ・そもそもこの提言は総論なのか、各論なのか。総論ならば詳細がはっきりしないため、他の部会で話し合われている個別具体的な各論的問題に対応できるかどうかわからない。また、説明会と公聴会は異質なものであると認識いただきたい。
 - この提言は整備計画策定に向けての具体的な方法についての提言である。個別の事業において、これとは別のよい方法があるなら、そちらで進めてもらってもかまわないと思っている。（部会長）

○第三者機関の役割、位置づけ、イメージ

- ・第三者機関とは何か。流域委員会を意味するのか、別組織をつくる必要があるのか。（河川管理者）
 - 第三者機関は、流域委員会が最適であるとお考えなら、委員会が行うこともありえるが、今のメンバーで固定して考えたくはない。また、第三者機関とファシリテータが重なってはいけないという考えから、ファシリテータは委員会委員を除く適任者としている。（作業部会リーダー）
 - 第三者機関を委員会とは別の新たな組織であるとする何を法的根拠にするのか問題がある。
 - “第三者機関”とせず、“委員会”とすればよい。
 - 第三者機関をこの流域委員会がやると固定する必要もない。
 - 委員会は、例えばダム問題について、ひとつの意見を出しているのであり、中立性があるとは言えない。
 - 第三者機関と委員会が別組織であるなら、第三者機関と流域委員会の議論が対立した場合に

問題が生じる。これから新たに第三者機関を立ち上げるのは現実的に難しい。我々としては、流域委員会にやってもらいたいと思っている。(河川管理者)

→委員会の権限を現在のものから少しふくらませて河川管理者から対話集会に関する諮問を受けて、意見を述べるという形にすれば法的な仕組みとしてできるのでは。

→流域委員会には、2年間の相当な議論の蓄積があるし、その分、第三者より判断能力があると思う。ここは、“委員会”と改める。(部会長)

- ・第三者機関が河川管理者に対して行うのは報告なのか、勧告なのか。勧告であるなら法律的な問題が生じるのではないか。(河川管理者)

→第三者機関が委員会であるならば、勧告ではなく報告だろう。

→3(3)について、第三者機関は河川管理者に対して“勧告する”のではなく、“報告”でよい。(部会長)

■第2回住民参加部会検討会(2003.8.20開催)結果概要

○住民との対話集会についての河川管理者との質疑応答

- ・対話集会についての現状の取り組みや問題点等があればご報告いただきたい。(部会長)

→対話集会については現在準備を進めているが、具体的な取り組みはこれからなので、まだ問題点が出せるような段階には至っていない。ファシリテーターとなる人が決まれば、その方と相談しながら具体的な方法等を検討していくつもりだ。(河川管理者)

→ファシリテーターを決めてから具体的な方法を考えるのではなく、まずは河川管理者内部で住民意見を反映するために、どんな方法を取るべきか議論すべきだ。

→淀川河川事務所では少し先んじて具体化している。委員会に推薦された方の中からファシリテーター2名を選んだ。テーマは高水敷の切り下げと狭窄部の開削。これから住民参加者を公募する。ファシリテーターには提言等委員会関連資料を渡している。(河川管理者)

- ・ファシリテーターは1つの会議につき1人だけしか設置しないのか。

→会議の規模や開催頻度にもよるだろう。(河川管理者)

→ファシリテーターの役割は大きく司会、通訳、記録の3つ。司会と記録の両立は難しいので、ファシリテーターは2人必要ではないか。

- ・住民との対話といっても様々な方法がある。提言の内容はあくまでも一例であり、それだけで十分とはいえない。新しく河川法で定められた住民参加の理念を実現するためには、これまでのように行政が一方的に説明するだけの説明会ではなく、計画の策定段階から双方向の議論で住民が参加できる機会を設ける必要がある。

→今の河川管理者の説明会では、地域に混乱を招くだけで結論を見出すことは困難である。一刻も早くファシリテーター方式の対話集会を始めて欲しい。

→とりあえず、決めたことを住民に説明する場は必要であると考えている。河川敷のグラウンドやダムの問題など個別に対立があるような問題については、テーマに基づいた討論会形式で行うことを考えている。また、説明会では一方的な説明のみではなく、質疑応答の時間もとっているし、出てきた質問にも一つ一つ丁寧に答えている。ただ、意見交換という意味においてはまだ十分とは言えない。(河川管理者)

→集会で出された意見に、河川管理者がある程度制約を受けるようなシステムでやってほしい。

→委員会としても、対話集会等、住民意見聴取のあり方について主張や意見を明確にしておく必要がある。

- ・河川管理者には、できるだけ早く住民との対話集会に取り組んでもらい、その都度、委員会、部会に経過報告をお願いしたい。(部会長)

■第3回住民参加部会検討会（2003.9.18開催）結果概要

○合意形成（社会的合意）について

- ・住民参加部会としてのとりまとめの中に、社会的合意について項目を立てて基本的な考え方について述べてはどうか。骨子にも入れるべきではないか。
 - とりまとめの最後に入れたいと思っている。骨子には、ダムの部分で出てくるかと思うが、作業部会で提案する。（部会長）
 - 社会的合意のプロセスをあまり明確にすると、河川管理者がその条件さえクリアすればよいと思いかねない。委員会からは、明確な定義を提示すべきではない。
 - 少なくとも、今のとりまとめ素案のレベルでは抽象的に述べているだけなので、そのような心配はないのではないか。
 - 資料2-2で委員から出ている意見の中には4分の3等具体的な数値が出ているものもあるが、その対象をどこにするかという問題がある。数値的に表現するとかえってマイナス面が出てくるのではないか。
 - 基礎原案では、社会的合意という言葉はないが合意形成という言葉を使っているので、その合意形成とはどういうことなのかを指摘する必要がある。
- ・提言ではダムの部分でのみ社会的合意という言葉を使っているが、この言葉について、十分に議論できていたわけではない。ダム以外にも社会的合意が必要な事業がある。
 - ダムは、提言でも強く書かれているように、他の事業とは別に考えるべきだ。住民参加のプロセスを十分に踏むというような社会的合意と、原則としてつくるべきでないとしているダムにおける社会的合意を一緒に論じることには抵抗がある。
 - どの事業においても、合意のプロセスは同じであるが、合意形成の対象となる住民の範囲が異なる。
 - ダムの場合は、代替案が十分に検討されて、代替案ではできないと客観的に評価されたかが重要だ。
- ・成人だけでなく未来の世代や生物の代弁者も議論に参加したうえでの合意であるべき。自分の立場で議論するのか、或いは一番被害を受ける生態系等の立場になって議論するのかでも合意は違ってくる。
- ・大阪で行われた一般意見聴取試行の会で、大阪市民にとってダムはどうでも良い問題だという意見を聴いて、地元の住民だけの意見でダムが動いていいのかと感じた。広い意味での関係住民の理解力を向上させるシステムをつくらなければ真の住民参加は難しい。
- ・社会的合意であるかを誰が判断するか、という非常に難しい問題もあり、これは流域委員会やこの部会で決められることではないと思う。
- ・大多数の合意を得たら環境破壊をしていいのかというとそうではなく、社会的合意に明確な基準はあり得ない。プロセスが住民に評価されるべきである。
 - 一般論としての社会的合意は、例えば多数決で決める等とは提言できない。社会的合意という精神を、ダムに限らずあらゆる事業において盛り込むべきと記述してはどうか。
- ・合意と賛成は違うことを明確にすべき。合意の場合は、反対だけれども仕方がないという立場もあり得る。
- ・住民参加部会では、社会的合意について明確に決めることはできないのではないか。委員の意見を示して河川管理者に参考にしてもらう方法しかとり得ないであろう。（部会長）

■第7回住民参加部会（2003.10.23開催）結果概要

○意見書「Ⅲ 計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に関する意見交換

- ・「はじめに」のフロー図の左側に、従来の説明会・公聴会を「説明と説得」「妥協」と表現してい

るが、委員会が従来の方法をそのように評価しているという誤解を生む恐れがある。また右側のフローでは、住民意見の反映の手段が対話集会に限定されている。図を削除するか、従来の説明会や公聴会に加えて対話集会がある、という表現にすべきではないか。

→右側の新しい住民意見の反映の仕組みの中の「対話と討論」は、双方向に行われるという表現に改めるべきである。さらに、「対話と討論」のプロセスでは、代替案の検討を盛り込むべきではないか。また、「合意形成」と書かれているが、対話集会によって社会的合意が得られるとは限らない。誤解されないように何らかのコメントを書く必要がある。

→住民意見の反映のイメージをつかむためにもフロー図は必要であり、なんとか工夫して図示してほしい。

- ・意見書では、対話集会のみが住民意見の反映である、という意味合いになっている。

→住民参加の様々な取組みについては、「住民参加部会意見」の中で包括的に述べている。「Ⅲ 計画策定における住民意見の反映について」では、対話集会は、住民意見の反映の主要な部分を占めるが、情報の公開・共有化を図るためには、説明会や公聴会なども必要という筋書きになっている。

- ・「Ⅲ 計画策定における住民意見の反映について」の全体構成について、「2. 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について」と「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」は、対話集会について述べられているので、「5. 対話集会の基本的考え方と目的」と一緒にまとめた方がよいのではないか。

- ・住民意見の反映といっても、整備計画に文字として落としこめることと、河川管理者が心に受けとめはするが、文字として反映できないことがある。そういう目に見えない反映方法についても相手に伝えるようなことができないか。

→文章にてご提出いただきたい。（部会長）

- ・13 ページの対話集会のイメージ図について、オブザーバーの席の1つは流域委員会の庶務として頂きたい。庶務には、流域委員会の資料を持参していただき、対話集会に協力してもらいたい。

→この図は、円卓会議への出席者を、ファシリテーター以外に説明者・住民代表・自治体等各種団体代表として完全に分けるのではなく、対話集会の出席者として平等に発言権を持つという分け方にするというように変更した。

→変更の趣旨としては、それでよいだろう。

→資料 2-2-2「意見書 第Ⅲ部 「計画策定における住民意見の反映について」（031017 版）への委員からの意見」の 13 ページの対話集会イメージ図は、全体的にやわらかいタッチで描いてほしい。

- ・「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の下から 6 行目に、「河川管理者と流域委員会は今後、ダム計画についての住民参加・対話集会～」とあるが、その後に出てくる「調査研究等」とは具体的に何を示すのか、説明してほしい。

→「調査研究等」とは、対話集会における合意形成の過程の中で、例えば資料やデータが必要になったり、現場での調査が必要になったりと、テーマによってはさらに掘り下げなければならない部分も出てくることを意味している。

- ・「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の一番下の行に「～機関の設置が望まれる」とあるが、流域委員会とは別の新たな機関の提案と捉えてよいのか。

→ここは住民参加部会の意見とりまとめの際の「理念班」の文言を採用した。対話集会で合意されたことが整備計画に盛り込まれ、実際の現場においても忠実に実施されているかを検証・確認するための機関を想定している。

→対話集会は、住民合意及び社会的合意の形成を目的とするのではない。このことは「5.2 対話集会の目的」で明確に述べているが、「6.2 会議形式」では「～対話を通して、河川整備計

画の合意形成を図るのであるから、～」と、矛盾したことが述べられているので修正すべきである。

- ・住民参加の提言（030516 版）には、「(4)開催方法と留意事項について 2) ③ファシリテーターは、意見書および会議の円滑な運営確保を考慮して、円卓につく人を選ぶ」とあるが、今回の意見書の「7.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者」では、「（対話集会への）出席者の選定は、河川管理者が流域委員会の助言を参考にして決定する」となっている。内容に変更があったのか、確認したい。（河川管理者）

→「7.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者」での文言は間違いで、別冊提言（030516 版）の表現に書き換える。（部会長）

○「住民参加部会意見（031023 案）」に関する意見交換

- ・第 25 回委員会では、社会的合意を得ることと住民意見を聴いて反映させることが同じかどうかを質問した。“学識経験者や住民の意見を聴いて、それを反映させる。その後、地方自治体の長の意見を聴く。”この一連の手続きが社会的合意を得る一つの手段だと考えている。さらに、住民参加には、整備計画策定時における住民参加と、整備計画を実践する際の住民参加がある。社会的合意を得ること、住民意見の反映、住民参加について、我々が持っているイメージに対する意見も含めて審議してほしい。（河川管理者）

→住民意見の聴取・反映については、河川法第 9 条に計画策定過程として規定されているが、具体的方法が記載されていないので、対話集会を提案した。社会的合意については、河川法に規定されていないが、多くの方の合意を得るというプロセスは非常に重要である。そのプロセスをきちんと行うことがまさに社会的合意と言えるのではないかと。河川管理者にも、本日のとりまとめで理解していただけるのではないかと。

→社会的合意については委員間でも認識の隔たりがある。河川管理者から委員に確認したいこと等があれば、後日、各委員および河川管理者の理解を深める会（検討会）を開くことも検討したい。（部会長）

■第 8 回住民参加部会（2005. 4. 24 開催）結果概要

○河川管理者の住民参加部会に関する開催・活動の経過について

- ・主にダムと河川敷利用について、住民対話討論会を実施した。住民対話討論会の課題として、以下の 3 つが挙げられる。①参加者に大きな偏りがあった。男性で高齢の方が多い。これで十分の住民の方々のご意見が反映されているのかどうか。特にダムは広域的な問題かつ非日常的な問題で、普段はなかなか意見がないが、いざという時に多くの意見が出てくる。本当は意見があるはずのサイレントマジョリティーの意見が討論会で出てくるのか。開催場所と日時は工夫しているが、これだけで解決する問題ではないだろうと考えている。②討論会の参加者がある種の意見を持ったグループの代表者として参加していた。このため、相手の意見に対して、自分の意見を返すということが難しく、討論になりにくかった。代表として参加している場合は背中に背負っているものがあるため、自分の意見がなかなか言いにくい。討論会の趣旨は、異なった意見を前提に意見交換をお互いが歩み寄れるところがないか探るというものだが、参加者が代表者の場合は、議論が進みにくい。③専門的な知識を参加者が十分に理解しているとは限らない。特に治水や利水の議論のためには専門的な知識が必要となる場合があるが、必ずしも参加者が十分な知識を持って議論に参加しているとは限らず、間違った認識を元に議論が進むこともあった。これを修正するためにファシリテーターがいるが、ファシリテーターも十分に詳しいわけではない。事実関係をはっきりさせないといけない場合にどう対応していくかという点に課題があった。現在のところ、特にダムについての方針はまだ提示していない。今後、方針を提示していくにあたっては、住民対話討論会あるいはこれをより改善した上で、意見聴取、反映の手続きを行っていききたいと

考えている。河川敷利用についてはある程度ご意見を頂き、すでに河川保全利用委員会を各河川事務所で運用している。個々の案件については、河川管理者保全利用委員会にて、住民の皆様から意見を聴いていきたいと考えている（河川管理者）。

- ・対話討論会でもいくつかの問題点は解決できないということだったが、河川管理者にそう感じてもらっているということはあるがたいと思う。住民参加部会は、河川管理者がより良い住民意見の聴取・反映方法を考えていくためにアシストしていく（部会長）。
- ・住民対話討論会は、専門的な議論をして効率よく結論を出していく場ではない。間違った意見も含めて意見を出していく場なので、そこで訂正をしながらやっていくというのもよいのではないかと思う。
- ・幅広く聴取された意見が基礎案にどのように反映されたのか、あるいは、されなかったのか。その理由は何か。基礎案に反映されているのがどこなのか。なぜ反映されなかったのか。そういったことが、結果として見えてくる必要があるだろう。透明性や公平性が、住民の安心感につながっていく。
- ・住民対話討論会等を開催する際には、事前に開催を告知したり、意見を聴取したりしていたのか。
←討論会の参加者募集には、新聞、HP、折り込みチラシ等の様々な媒体を用いた。公募者全員に参加してもらった会もあれば、ファシリテーターと相談をして参加者を絞った会もあった。会は公開で開催され、配布資料はHPでも公開されている。討論会はあくまで1つの方法であり、この他にもいろいろなルートでご意見を聴けるようにしている（河川管理者）。
- ・住民対話討論会を傍聴した。相手の意見を聴いて自分の意見を言うということを期待していたが、実際には、自分の意見を一方的に主張するというケースが多く見られた。本当の意味での対話が実現されるまでには時間がかかるなという印象を持った。このうち、木津川上流で開催された対話集会は、河川管理者と住民の合意ではなく、まずは住民同士の合意形成を目指すという進め方で実施された。行政の住民意見反映にあたっては、大変重要な取り組みだ。
- ・討論会の参加者は公募したとのことだが、地域の住民の方々に参加したのかどうか。公募よりも、むしろ、実際に声をかけて参加してもらって、地元の意見を聴いていくことが大切ではないか。
←参加の呼びかけは広く行った。顔を合わせる機会があれば、直接、声をかけた。しかし、これで十分に地域の声が集まったかどうか、意見を言いたかった人が参加したかどうかは、正直言ってわからない。ただ、募集の段階では、参加者に縛りはかけずに、扉は広く開けた。その結果は今の状況。工夫できるところがあれば、やっていきたい（河川管理者）。
- ・委員会でどこまで踏み込めるのか。サイレントマジョリティーにどこまで関わっていけるのか。限界はあるだろうとは思う。これだけ努力をして、これだけの情報を提供して、これだけの回数を重ねたにもかかわらず、住民に知ってもらえない、関心を持ってもらえない。やはり、限界があり、住民側の意識にも問題があるだろう。むしろ、河川管理者も委員会も努力をしていくことが大前提であり、大切だと思う。
- ・当面取り組むべき課題の1つは、整備計画基礎案の事業進捗状況の中にある住民参加に関連する項目について河川管理者と意見交換をしていくことだ。さらにもう1つは、100%の意見聴取・反映を考えていくことだ。これまでの対話集会の欠点を検討し、新たな意見聴取の方法を提言していく。また、住民との連携、自治体との連携も課題の1つだと考えている（部会長）。
- ・課題は、3つある。①流域委員会の意見書と提言を河川管理者に実践してもらった結果を十分に検証し、発展させなければならない。②委員会が住民意見反映について意見を述べる以上、検討の過程として自らも意見聴取を実践しなければならないということで、一般の方から意見を聴く試みを実践してきた。しかし、意見書を出した後には実践できておらず、より発展させた意見聴取の試行をやらなければならない。③一般の方の意見は参考資料1としてまとめているが、これが委員会でどのように活かされているのか、疑問が出されてもいる。一般からの意見を委員会が

どう活かして対応していくか。委員会のスタンスを明確にしていく必要がある（委員長）。

- ・住民の意見には、個々の地域的な課題からダムのような普遍的な課題までいろいろある。そういった住民の全ての質問や意見に答えていくためには、事業評価等の原則が成り立っていないと難しい。この委員会だけで対応するのは難しいのではないかと考えている。
- ・前期委員会では、私も一般意見を出した。すぐに回答を出してほしいとは思っていたが、委員会で議論をしている最中に、委員会としての回答を示すのが難しい意見が多かったように思う。一般からの意見への対応を部会の守備範囲に入れるのは、無理があるのではないかと考える。無理だからやらないということではなく、部会の役割の1つとして「対応可能な意見に対しては、どんどん対応していこう」というように緩やかに考えればよいのではないかと。それから、一般傍聴者からは河川管理者への質問もたくさんあった。傍聴者からの意見聴取は、「委員会が一般傍聴者の意見を聴く場である」というスタンスは理解できるが、河川管理者が答えるという展開があってもよいのではないかと。

←義務としてやらなければならない。少人数の委員会で、一般の意見にどのように対応していくのかを考えていかなければならない。また、河川管理者への質問についても、委員会が一般の方の質問を受けて、委員会が河川管理者に問うというやり方も考えられる（部会長）。

- ・少なくとも、一般から寄せられた意見はあらかじめ目を通しておいて議論するようにしないといけない。しかし、流域委員会として一般意見に回答するためには、全体委員会での合意形成があるので難しいだろう。
- ・河川管理者による住民対話討論会の参加者には男性で高齢の方が多かったとのことだが、実際の現場は女性が主となっている。住民対話討論会に女性が参加していないというのは非常に問題だ。これは、流域委員会のあり方にも関係してくる課題だ。

←若者の参加も課題の1つだ。特に、20年、30年後の管理の姿なので、できるだけ若い人に知ってもらうのも重要（部会長）。

- ・流域委員会の役割は、これまでの住民参加の問題点や反省点を分析したり、住民参加の際の「住民」の範囲を規定したりして、住民参加の手法を提案することだ。流域委員会が自ら住民の意見を聴くこととは切り離して考えるべきだ。また、例えば、事業進捗点検の際に、鶴殿地区の問題についてその地域の住民の意見を聴くといったように、地域的な問題について各箇所でも個別に対応していくと、膨大な量になるのではないかと。あらかじめ、優先順位をつけて振り分けていく必要がある。そして、個別の検討をする時に、住民参加で決めていけばよい。

←河川管理者による住民意見の聴取・反映の試行にどのような改善を加えていけばよいのかを検討するのは、委員会の重要な課題だ。それも含めて事業の進捗点検のところでコメントしていく（部会長）。

- ・流域委員会が提言したメカニズムが、河川管理者の住民対話討論会の中でうまく機能したのか、最初に、評価しておく必要がある。もし、うまく機能しなかったのであれば、提言の中のどこが間違っていたのかを考えないといけない。

■第1回住民参加部会検討会（2006.4.12開催）結果報告

○田村悦一氏の講演（テーマ：広域行政計画と住民参加）に関する質疑応答

- ・意思形成過程から住民が参加することが非常に大事だ。計画が決定してからでは遅い。
 - ←確かにその通りだが、意思形成が未成熟なまま公開すると混乱が生じる。一定の歯止めは必要だろう。
- ・住民側が未成熟な状況では、いくら広報しても、サイレントマジョリティーが声を出してこない。
 - ←地域特性に詳しい専門家は公益性を考えて参加し、サイレントマジョリティーの利益を含めた活動をしている。問題は、サイレントマジョリティーが反映できるかどうかだ。むしろ「誰

もが参加する」というようなことは考えない方がよいのではないか。

- ・「社会的合意」については流域委員会でも結論が出せていない。

←社会的合意とは「社会的なプロセス」だろう。裁判官と同じように、様々な立場をまとめて1つの答えを出していくプロセスだと言える。答えに合理性があればよいと思っている。

- ・河川管理者も対話集会等を開催したが、結果にはいろいろな評価がある。コメントを頂きたい（河川管理者）。

←対話集会は試行の状況だが、住民には理解されていなかった。また、委員会が決定権を持っていると誤解している住民もいた。従来の形式的な説明会に比べればよかったので、今後も続けていけばよい。

- ・琵琶湖河川事務所では、流域委員会と同じ仕組みで河川レンジャーについて検討しているが、事務局の第3者性に苦慮している。行政と住民のコーディネイト役が河川レンジャーなので、第3者に委託すると不安な面もある。どこまで独立性を確保すべきか（河川管理者）。

←河川レンジャーは河川行政の一部だと思う。まずは、他の先行的な取り組みを参考にしているのか。

- ・対話集会を開催して住民の意見を聴いてきた。反対意見の声は大きい、賛成の声が小さい。小さい声をどう組み入れるべきか。住民がどこまで責任を持って発言しているのかもよくわからない。責任を持った発言の見極め方や責任を持った意見を言ってもらう工夫があれば教えて頂きたい（河川管理者）。

←住民には権限がないので、責任を問うこと自体が難しい。住民と学識者の意見は重みも違っているのではないかと。関係住民でも地元とそれ以外では重みが違う。行政には断る権限があるので、いい加減な意見は、行政が責任を持って、無視すればよいのではないかと。

- ・税金と負担金で事業をしている。ある時間で区切って、議論することも大事ではないか（河川管理者）。

←異論はない。ドイツでは、計画を節目で区切ってその都度住民意見を聴くが、後戻りして意見は聴かない（意見は言えない）というやり方をしている。計画の中に組み込んでいくことが大切だ。

■第1回意見聴取反映WG検討会（2006.8.8開催）結果報告

○意見聴取反映WGの進め方について

- ・関係住民の意見反映方法について意見を述べるのが流域委員会の仕事の1つだ。河川管理者から対話集会等の報告をして頂き、WGにてその総括をして頂きたいと思っている。集中的に審議を進めるためにもWGに専門家をお招きしてご意見を頂いてはどうかと考えている（住民参加部会長）。
- ・流域委員会への諮問は、河川法第16条2.4項を具体化させるためのものだ。「住民参加」を広く捉える概念もあれば、狭く捉える概念もある。広い概念から見れば委員会や知事に意見を聴くのも「住民参加」となるが、流域委員会は河川法16条2.4項を具体化するための答申をしなければならない。具体的に言えば、河川管理者から対話集会等の報告を聴いて総括し、委員会が提言した「対話集会」を発展させた具体的な手法を提案することだ。広い概念から見た「住民参加」と区別して審議していかなければならない。「社会的合意とは何か」についてもどこかの段階でまとめていく必要があるだろう。
- ・「関係住民」の意味についても審議する必要があるのではないかと。
 - ←はじめから「関係住民」が決まっているわけではない。どういう獲得目標のもとで手続きをするかによって「関係住民」が決まってくる。例えば、地域の住民の意向を聴く場合は、「関

係住民」も限定的になってくる。

←行政にとっての「関係住民」は補償の対象となるかどうか判断基準になってきた。しかし、流域の住民まで含めて考えないといけないという認識ができつつあると思う。

←WGの役割は答申の作成だ。「関係住民」の定義は部会の宿題と考えて頂きたい（住民参加部会長）。

○これまでの住民参加に関する取り組みについて

河川管理者より、資料 2-1～資料 2-6 を用いて、これまでの住民意見聴取の実施状況について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・聴取した住民意見を計画にどのように反映したのか（できなかったのか）。対立意見をどのように反映したのか。対話集会で困っていることは何なのか。よりよい対話集会の形式を検証するためにも、河川管理者にはそういった報告をお願いしたい。琵琶湖の河川保全利用委員会はワークショップ的な形式で開催されたようだが、ダムに関わる住民意見の聴取はどのような形式で行われたのか。
 - ←住民意見には要望的な意見が多い。対応できるものについては整備内容シートに追加している（例えば、小泉川の落差工）。対応できない意見であってもHP等でお答えを返している。対話集会では1つの結論が出るわけではないので、どう反映していくかが課題だ（河川管理者）。
 - ←すべての対話集会を教科書的に同じやり方で開催しているわけではない。それぞれ工夫をして、よりよいと思う方法で開催してきた（河川管理者）。
- ・流域委員会は、公聴会の1つの方法として「対話集会」を提案して、河川管理者に取り組んで頂いた。参加者から意見を聴くだけでなく、賛成派・反対派が議論する場をつくることができたと思っているが、「対話集会」が意見聴取の方法として良かったのかどうか。良くなければどこが悪かったのか。河川管理者にお聞きしたい。
 - ←「対話集会」という手法が有効な場合もあったが、十分に効力を発揮しなかった場合もあったというのが率直な感想だ。従来の対話集会では対象や地域が限定された問題を扱っていたが、不特定の大人数が参加する場合には「対話集会」は難しい手法だと思った。当初、河川管理者は入らずに実施したが、事実誤認に基づく議論が行われていても口が出せずに、非常にもどかしかった。また、ファシリテーターによってやり方が大きく違っていた（河川管理者）。
 - ←参加者が自分とは違う意見を聴いて自分の意見を修正することがとても大切だと思う。高水敷の保全・利用に関する対話集会では、河川敷を利用したいと思っている人も自然環境を大切にしたいと思っている人も、相手の立場の根幹の部分には若干の理解を示すようになった。その一方で、自分の意見が全く変わらないケースもたくさんあった。参加者がどういう立場で参加しているかが重要だ。参加者の立場がある特定の団体の代表であれば、意見の修正はありえない。どういう立場で参加してもらうかが課題の1つだろう（河川管理者）。
 - ←事業の可否や限定した事項については、「対話集会」という手法も考えられるが、全体的な案に対する意見聴取の手法としてはよくなかったと思っている。
- ・平成 15～16 年度の対話集会については一定の総括がなされている。また、ファシリテーターと委員との意見交換会も開催した。これらをWGの共通認識にしておくためにも統一資料を作成しておいた方がよい。その上で、統一資料以外に必要な資料や質問事項を洗い出さないといけない。
- ・河川管理者の方針は住民意見によって変わる余地があるのか。
 - ←第1稿以降の4年間、いろいろな方のご意見を聴き、なるほどと思った意見を取り入れて整備計画基礎原案や基礎案を作成してきた。河川管理者としての方針や考え方は持っているが、ご意見は真摯にお聴きし、鵜呑みにするのではなく、納得できるものは取り入れてきた。河

川管理者は計画を決定しなければならない。後々、決定した計画に批判が出るかもしれないが、そのときは過去の判断基準が誤っていたのかどうかを検証するといったことを繰り返していくことが大切だろう（河川管理者）。

- ・「対話集会」が馴染まないケースにおける意見聴取の手法について考えないといけない。「対話集会」には改善点や反省点がある。委員会はきめ細やかな提案をする必要がある。
 - ←ダムでの対話集会では、それぞれの立場からたくさんの意見が出されていたが、「この場を利用してとにかく意見を述べる」という方が多かったように思う。どのような方が参加されるかを考慮した上で開催方法を考えないといけない。また、事実誤認の修正がないまま意見交換が進んでしまうことがあったので、途中で修正する工夫も必要だ。
- ・大戸川ダムにおける対話集会の満足度アンケート結果によれば、大半の人は対話集会を評価している。修正すべき点を洗い出し、住民の意識レベルを高める努力を長く続けて欲しい。
 - ←大戸川ダムの対話集会では、ほとんどの参加者がダム賛成派だったため、アンケート結果も「対話集会賛成」になった。数字だけで判断するのは危険だ（河川管理者）。
- ・対話集会に参加していない人の意見をどう把握するのかも重要だ。〇×をつける住民投票は危険なので、さまざまな設問を設けてないといけない。これまで無作為アンケートも試みられていないので、意見分布を把握していく工夫も必要になってくる。
 - ←対話集会に参加していない方々の意見を網羅するのは不可能だろう。対話集会の他にもHPやお手紙等を通じてご意見を頂いている他、住民の方々から直接ご意見を頂くケースもある。そういった各種のアンテナに敏感に反応していくことが重要だと思う（河川管理者）。
- ・これまでに頂いた住民意見を計画のどの部分にどう反映してきたのか報告してもらってはどうか。
 - ←委員会が提言しなければならないことは、行政計画の形成過程における住民参加および住民意見聴取の手法として何が考えられるのか、何をやっておくべきなのか、河川法で規定されている手続きとして何が必要なのかということだ。WGは河川法第16条2.4項を具体化する方法がどうあるべきかを述べなくてはならない。これまでの対話集会の結果、場面毎に手法を使い分けなくてはならないということが分かってきたと思う。委員はそれぞれの場面における具体的な手法を示していかないとけない。計画素案ができてから意見を聴くケースと素案形成過程から意見を聴くケースでは、意見の聴き方が違う。住民意見反映とは手続きであり、素案形成の早い段階からその手続きを繰り返し行うことに河川法の「住民参加」の神髄があると思っている。住民意見を計画にどう反映させたかを詮索する必要はない。個々の議論の中でさまざまな意見を吸収しながらやっていくことが「反映」だろう。
- ・サイレントマジョリティーの反映についてどう考えるべきか。
 - ←サイレントマジョリティーは、普段は意見を述べないが、自分に関係してくると（例えば災害）、意見を述べはじめる。平常時からサイレントマジョリティーの意見を代弁しているのが地方自治体の首長だろう。河川管理者は行政からもご意見を聴いているので、そういった視点から考えれば、サイレントマジョリティーは反映されていると言えるのではないかと考えている。もちろん、サイレントマジョリティーから意見を得られるよい方法を教えてもらえればと思っている（河川管理者）。

■第1回意見聴取反映WG作業検討会（2006.8.24開催）

○錦澤滋雄氏の講演（テーマ：市民意向の聴取と社会的合意形成）に関する質疑応答

- ・会議で意見を述べてもらう場合、どれくらいの人数がいいのか、また無作為抽出の場合どれくらいの数を抽出すれば偏らない意見があつまるか、サイレントマジョリティーを吸い上げられるか。
 - ←アンケート後会議開催を前提にすると100～百数十名が現実的だが回収率を考えると100～

200 だと少ない。対象が広ければ集まるというより、エリアで分けたり、何段階に分けて抽出する等、抽出方法によって偏った意見も少なくなる。

- ・公共事業は住民や国民のための公共の福祉なので、その利益を享受する住民意見は当然反映されるべきというのが基本。選挙は多数決の一対応で、一番多数の得票者が選ばれるからそれ以外の人に投票した人の意志はどうなるのかという問題を含んでいる。行政で住民の福利を考えて社会的合意形成を図る努力が必要だ。どういう手順で聴取するのか、どういうことで合意と判断するのか、この点が最も重要であり解決策を見いだしていないポイントだ。
- ・議会の議決、議会の意見、あるいは専門委員会や審議会等の役割は住民の合意形成ではない。これらは社会的な合意形成がその役目ではないか。

←議会、審議会の意見がは、なんらかの形として社会的合意形成の中に含まれなくては行けないと考える。最終的には議会の議決が必要だが、ただ実際は、住民の議論と議会の考え方がリンクしていない。

- ・物言えぬサイレントマジョリティをどのように反映すればいいのか。住民意見を反映させるのは重要だが、各個人の意見の重みをいかにつけるか。

←「意見を出してください」では吸い上げられないので、小規模なコミュニティ集会やキーパーソンインタビューなど、自ら出て行って話を聞くという方法をとらざるを得ないだろう。意見を評価して重み付けするというのは現実的に難しい。専門家でさえ意見が分かれる場合がある。オープンな場で専門家の意見も入れながら議論を積み重ね、この辺りが妥当ではないかというところで合意ができればそれほど間違った方向には行かないのではないか。

- ・両論併記の場合、実際にどのように反映していくのか難しい。何を最終的な合意とするのか。

←両論併記は意志決定をしないことをある程度前提にした議論だ。どこで見切りをつけるかは考えておかなければならないが、最初の段階で多数決で決めるというのは安易なやり方だ。

←社会的合意はプロセスだろう。いかに丁寧な手順を持ってなされたかということだ。

- ・社会的合意形成に向けて信頼関係が大事だという話があったが、この信頼関係とは誰の誰に対する信頼関係か(河川管理者)。

←意志決定者と参加者を含めた中での信頼関係だろう。参加者同士、利害関係者同士と言うことになるが、あと、市民の行政に対する不信、行政が持っている市民に対する不信、そういう二つの意味があると考えている。

←この委員会での試みは信頼関係の構築だと思っている。一方で住民同士についてはどうしたものか。直接話す機会を設けても信頼関係が築かれることもなく対立してしまうこともある(河川管理者)。

←基本的には「根気」が必要だろう。我慢して住民の力量が上がるのを支援する必要もあるだろうし、情報提供の改善や提案したことが実現されたかどうかの検証も必要だ。いつでも河川管理者と会話ができるという流域センター構想も進んでいない。信頼なくして次はないので、回数を重ねると改善されていくだろう。

- ・意見聴取の方法で無作為抽出というのがあったが、無記名で返してもらうことが原則になるのか公開はしないが記名はしてもらうのか。

←アンケートでの意見分布の調査では記名の必要性はない。「会議への参加」とリンクさせる場合は、参加の意思表示した人については記名となるだろう。

○新たな意見聴取の方法及び社会的合意についての意見交換

- ・住民参加と社会的合意は多少オーバーラップしているが、実は違うものだということを理解しておく必要がある。法定計画としての整備計画の策定に当たっての処置は法定要件であり、諮問事項なので「提言」や「意見書を進化」させる必要がある。一般的な住民参加のあり方を一から議論する訳ではない。社会的合意というのは法定要件ではない。この委員会自らがダムの意見書に書いた「社会的合意」が新たな要件なのか、それともそれを目指にいろいろやってくださいという

ものなのかが曖昧になっている。社会的合意を目標としてやるためにはどういうことをして、どういふことが必要なのかを言わないと委員会として無責任ではないかということだ。

←住民参加部会は住民意見の聴取反映方法について提言を出したが、新たに方法があるのか、良かったのか悪かったのかと言う総括が求められている。また、河川管理者が「社会的合意」をどう判断するのかという疑問を持っておられるので、一定の指針を示すのがいいのではないか。

←住民意見の聴取反映というのは河川法が規定している要件だが、社会的合意を得よという要件はない。この委員会が自ら社会的合意について意見をしているので、社会的合意を要件として要求したのか、それとも目標として目指しなさいと言ったのかは明確にはなっていない。

- ・河川管理者の報告で感じることは、使い分けができてないということだ。明確な個別の事業について意見を聞く場合もあるだろうし、広く計画内容を周知するためにする場合もあるだろう。使い分けをしないといけない。ファシリテーター方式は明確な問題を想定した上での手続きと言える。「対象や時間などによっていろいろな手法を組み合わせないといけない」といったきめ細かな意見を出さないといけない。
- ・住民対話集会はいろんな意見が出たという意味では有効だった。ただ、住民対話集会で出された意見がどのように扱われたのかという説明はあまりされなかった。出した意見がどういう扱われたかを説明されないと賛成の人も反対の人も納得がいかない。プロセスも説明していただく必要があるのではないか。
- ・より望ましい住民意見聴取反映のために住民と管理者との開発と研究が重要になってくる。どのように具体化していくかをきちんと示さないといけない。その研究開発がほとんど進んでないというのは反省しないといけない。
- ・社会的合意に向けては告知と意見聴取と集約があり、意見聴取はかなりやってきた。告知と意向集約をどのようにやるかという辺りで不十分だったのではないか。
- ・住民意見の聴取反映は法的な中で行われるので、河川管理者も重く受け止められているだろう。しかし、そのための専門部署を設置しているのか、設置する予定なのか、設置しているなら誰がやっているのか、そのための人材を育成しようとしているのか。

←住民や学識者の方々や世の中の人の意見を聞きながらやっていこうという姿勢だが、ある特定の部署が担当するものではない。ある特定の事業についてのみ意見聴取をすければいいというものではない。意見聴取反映のためだけの組織はない。(河川管理者)

←人材育成や若手育成の部署を望む。

←人材育成という面では研修システムの中で強化をしている。技術研究発表会というのもあり、その分野としてコミュニケーション部門という発表の場がある。職員研修として、ある特定のグループを育成しているのではない。(河川管理者)

←プロに近い部署を作られた方がいい。

←さまざまな住民から意見を聞くというスタンスはスタートしたばかりだ。だから、組織を作るという段階には至っていないだろう。しかしいずれは作っていった方がよい。人の話を要領よく聞く、伝えたいことを要領よく話す、こういうことは訓練なしにはできない。法律の中で効率よくやるに組織の仕組みの中で、専門に経験を積んでいくというのが望ましい。

○対話集会についての河川管理者との一問一答

質問1：対話集会を意見聴取の方法として開催してよかったか。

回答：対話集会が唯一の方法だとは思っていない。ある特定のテーマについてはこの方法を採用したと。単に説明だけではなく意見交換も含めるという双方向の形で、計画全般にわたって情報を伝え、その場で疑問にお答えする。それから会場に来られない方からも意見をもらう。もらった意見に対してお答えする。会場でお答えできなかったことは後日HPで河川管理者としての考え方を掲載した。試行としてやったのは河川管理者として初め

てなので、やってよかったという認識。これからどうするかはまた別。(河川管理者)

質問2：対話集会のプロセスでちゃんとした有効な意見が聞けたか。

回答：事実誤認に基づく意見はあった。ファシリテータが入っての住民との対話と言うことで、間違ったことに基づく応酬があっても事実誤認をただすことができなかった。(河川管理者)

質問3：河川管理者が聞きたいと思える意見は聞けたか。

回答：言いたい人がちゃんと言えたかと評価すべきだろうが、そういう意味では言いたいことが言えなかったという人はいなかったと思う。(河川管理者)

質問4：それらの意見の中で、計画に反映できるような有意義な意見は見いだせたか。

回答：あの段階はダムの調査検討を始める直前、およびその後の途中段階を報告したときだったが、いただいた意見は役に立った。(河川管理者)

質問5：いただいた意見を事務所毎に、あるいは事務所横断的に検討されたか。個別のテーマから上がってくる対話集会のエッセンスというものは、あるいは評価というものは聞いて整理したか。

回答：個別のダムのことだったので、他のダムの別の討論会の意見はどうだったかという意見交換はしていない。個別の対話集会から出てきた重要な意見は我々も認識していたことだったし、相互の情報の共有はされている。討論会そのものの方法で言えば、それぞれの討論会はファシリテーターの方のやり方に従った。(河川管理者)

質問6：委員会は円卓方式の対話集会を提案したが、実際にはグループ討議方式で行われたところ、ワークショップ形式で行われたところなどがあり、あるいは両方のところもあって、対話集会と言ってもいろんな対応があったのでその評価が一律には難しい。もうひとつはファシリテーターの能力やグループリーダーの能力によっても違いが出てきたと思うが。

回答：やり方はファシリテータにかなりお任せした。ファシリテータとしての役割をあまりやったことがない人もいたのでそういう意味では能力によって違った。(河川管理者)

質問7：対話集会の基本設計、考え方、デザインに不備や問題点はなかったか。たとえば整備計画のような総論的なテーマについても有効か。どんなテーマについても通用するものか。(委員会は個別のテーマに限ってとは考えてなかった。対話集会は円卓方式を考えていて、グループ討議は考えていなかった。)

回答：河川整備計画全体について対話討論会をやって、それを通じて意見を聴取すると言うのは非効率だ。あるとしたら個別のあるテーマについてということ。(河川管理者)

質問8：改善すべき点として、事実誤認を正しにくいということと、団体の代表で出てくる人は主張を曲げず、意見を変えないということがあると。こうなると公平な議論が展開できないということだが、それを避けるためにはどうしたらよいか。

回答：事実誤認の問題への回答については、ファシリテータの力量による。怪しいと思ったときに事実関係を河川管理者に聞いていただけるとその場で解決できる。

それから代表者が出てきて意見を変えないといった場合も、改善の道はある。意見がある人に全員出てきてもらって改善できないこともないが、本質的な解決になるかどうかはわからない。今回扱ったダムの問題は広域的で、誰が関係者かわからない。普段は黙っていて関係したときには大きな声を出す人たちもいるが、討論会には出てきてくれない。関係者がたくさんであると言うことが関係してくる。(河川管理者)

質問9：本当に意見を聞きたい人と、地域住民でも流域住民でもない人との重み付けの差というのは意識されているということか。意識して扱うということか。

回答：意見の種類による。たとえば税金を使うべきかどうかと言う議論は誰が言っても同じだが、一律に流域の人間そうでない人間というのはなかなか言えない。(河川管理者)

質問 10：コストや時間的なことはどうか。

回答：コスト、時間に見合った意見が得られるかどうか。この方法でなければ得られないような意見があるのかどうか。他の方法で得られるならそれでいいということもある。（河川管理者）

質問 11：討論会は今後も実施していく価値はあるか。

回答：討論会はオールマイティではないということはわかった。使える場面と使えない場面があるが、この方法を否定するものではない。整備計画策定の段階でどのような場面でこの方法を使えばいいかは、議論のあるところだろう。（河川管理者）

■第 2 回意見聴取反映WG 検討会（2006. 8. 29 開催）

○新たな意見聴取反映の方法および社会的合意についての意見交換

- ・サイレントマジョリティーと無関心層の違いはどこにあると思うか。
 - ←サイレントマジョリティーとは意見を持っている人。重要なのは、意見がある人から意見をくみ上げていくこと。対話集会を超えた場が準備されれば意見がある人は参加するのではないか。
- ・資料 1-3 では「合意の成立は関係自治体の議会の議決もしくは承認」となっているが、議会と住民の意見が一致しているとは限らない。例えば滋賀県の栗東新駅は議会と住民で判断が違っている。また、ダムのように全員では合意できない事業もある。議論によって合意形成ができるのか。
 - ←社会的な影響が大きい事業は住民意見を十分に聴く仕掛けをつくった上で、最終的には事業者が判断すべきだと思う。合意を得なければならない事業は「合意が難しい事業」である場合が多い。対話集会で合意が得られなくとも、議論をして社会に P R できればよいのではないか。
- ・滋賀県議会で栗東新駅建設の議決がなされたはずなのに、滋賀県民の意志は逆だった。議会では住民への説明が十分ではなかったという意見も出ているが、住民への説明が十分でないままになされた議会の判断が社会的合意にあたるのか疑問に思う。
 - ←いきなり議会の承認を得るべきだとは思っていない。最も重要なのは、事業者が合意形成までの手順をしっかりと示すことだ。
 - ←議会制民主主義は完璧ではない。議会による承認が社会的合意にあたるとは言い切れない。合意形成までの手順をしっかりと事業者が示すことが重要だという意見には全面的に賛成だ。
- ・社会的合意には段階がある。整備計画全体とその作成過程には合意できるが、中身の一部については合意できないというケースがある。どの段階の合意形成を求めているのかが大切だ。
- ・「住民参加」と「社会的合意」は明確に区別されなければならない。「住民参加」は意見を述べることができる手続きだ。「社会的合意」は十分な「住民参加」を行った結果であって、目的ではない。区別して考えていかないといけない。
- ・河川管理者も「社会的合意」の明確な定義を持っていない。大方の人が「それでよい」と思っている状態が社会的合意だとは思いますが、そういった状態を目指すために何をすべきなのか。整備計画策定の遙か前段階から策定後のフォローアップまでに、どのようなプロセスを取るべきなのか、具体的に何をすべきなのか、それが重要だと思っている。社会的合意の定義が決まっていないから住民意見を求めないということではなく、河川管理者としてしっかりと進めていく。流域委員会には、特に、策定過程における住民意見聴取についてご意見をお伺いしたい（河川管理者）。
- ・サイレントマジョリティーであっても意見を引き出す必要がある。発言できない状況にある人の意見を吸い上げる方法としてインタビューが考えられる。また、アンケートも有効な方法だ。

○意見聴取反映について

- ・どうしても意見を聴いておきたい方々からどのようにして意見を聴くべきなのか、考えておかないといけない。流域委員会も一般の方々のご意見を意見書に反映してきた。この経験を活かさないといけない。
- ・対話集会では「討論があった」という点が一番良かった点だ。しかし、対話集会という手法を提

案した委員と河川管理者が聞き役だったという点は見直すべき点だ。また、意見を言いにくい方々の意見を聴いていくためのアンケートによる無作為の意見聴取が実行されていない。

- ・対話集会を開催する以前に事業者が正しい情報を提出しているのかどうか。住民の質問にきちんと答えていけるのかどうか。住民が判断を下せるほどの情報を出していけるのかどうか。合意形成までの手順をしっかりと事業者が示すことが非常に重要になってくる。
- ・河川管理者から求められているのは一般論ではない。河川整備計画のうち、意見の割れそうな狭窄部改修や河川公園といった問題に絞って、より具体的な意見を述べるべきだ。
- ・参加者分析をしてはどうか。よく意見を言う方、参加しても意見は言わない方、団体所属メンバー等々、住民意見を聴いて反映していく際には考えないといけない。

○今後のすすめ方について

- ・意見聴取反映WGで答申のたたき台をつくってもらいたい。流域委員会が実施してきた意見聴取試行については簡単な紹介にとどめ、どのようなテーマにはどのような手法を用いればよいのか、気をつける点は何なのかといった具体的な提案をした方がよいと考えている。また、答申の中で「社会的合意」の章を立てた方がよいのかどうか、検討して欲しい。
 - ←「社会的合意」については、独立した章を立てるのではなく、意見聴取反映に関する意見の中で言及した方がよいと思う。
- ・住民意見反映のプロセスは技術的な問題だ。利水・水需要管理部会では、これまでの意見の総括や資料整理をした上で、報告書の目次を作成した。意見聴取反映の答申についても同様のやり方で進めてはどうか。また、答申の作成を進める中で流域委員会が意見書で示した「社会的合意」の答えも示さないといけない。
 - ←流域委員会はこれまでも住民参加に関する意見書を出している。これまでの意見書のうち、特に大切な部分を、再度、答申に含めるかどうかを検討して欲しい。
- ・WG委員自身に対話集会のどういった点が問題だと思っているのか、発展させるべき点はどこなのか、意見を出さないといけない。
- ・河川管理者には流域委員会の提言や意見書を実践して頂いたが、そのまま実践してきたわけではない。意見書や提言では、「意見対立があれば委員会に提起して欲しい」といった意見も述べているが、これはできていない。検討すべき点だ。
- ・テーマ毎に手法を使い分けないといけない。また、十分な住民参加の手続きを行うためには、住民への情報公開だけではなく、「質問と回答」というサイクルをうまく消化するために、住民がアドバイスを得られる専門家パネル等の制度が必要ではないかと思っている。
- ・対話集会の参加者（ファシリテーター、河川管理者、一般参加者）が予習不足だと感じた。内容をきちんと理解している参加者が少なかったように思う。参加者全員に十分な理解を求めるのは無理だろうが、「事実誤認は修正する」というルールはあった方がよかった。
- ・答申のたたき台をつくった後、必要に応じて、ファシリテーターや第一期委員、庶務から意見をもらってはどうか。